

# 長良川記念会役員等 報酬及び費用弁償支給規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長良川記念会定款第8条及び同第21ならびに評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、理事・監事及び評議員ならびに評議員選任・解任委員(以下「役員等」という)の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

## (報酬等の区分)

第2条 役員等の報酬は、常勤理事(常勤である理事をいう。以下同じ)、非常勤役員等(常勤理事以外の理事、監事及び評議員ならびに評議員選任・解任委員をいう。以下同じ)に支給する。

2. 職員が役員等の場合は報酬を支給しない。

## (報酬の額)

第3条 役員等が長良川記念会の理事会・評議員会に出席する場合及び監事の監査等の報酬の額は、別表1の報酬欄のとおりとする。

2. 役員等が長良川記念会の用務により出張するときの報酬の額は、別表1の報酬欄のとおりとする。

## (費用弁償)

第4条 役員等が長良川記念会の理事会・評議員会等に出席する場合及び監事の監査等の費用弁償は、別表1の費用弁償欄のとおりとする。

## (旅費)

第5条 役員等が長良川記念会の用務により出張旅行するときの旅費については、社会福祉法人長良川記念会出張旅費規程によるものとする。

2. 第3条第2項の報酬を受けたときは、出張旅行中の日当は支給しない。

## (支給方法)

第6条 報酬及び費用弁償は、出席した月の翌月末日に銀行振込とする。ただし法令に基づき控除すべき金額がある場合にはその金額を控除した額を振込むものとする。

(銀行振込時の提出書類)

第7条 役員等は、下記の書類を提出しなければならない。

- ① 個人番号カード又は通知のカードの写し
- ② 身分確認のために写真付きの身分証明書(運転免許証)の写し
- ③ 口座振込依頼書

2. 役員等から提出された個人情報について、当法人は銀行振込上の必要においてのみ利用し、その他の目的では利用しない。但し、本条第7条①で取得する個人番号の利用目的は、給与所得・退職所得に係る源泉徴収票作成事務にのみ利用する。なお、税の定められた書類に個人番号を記載することは法令で定められた義務であるため、役員等は提出及び利用拒むことができない。

(マイナンバーの第三者への提供)

第8条 当法人は、役員等のマイナンバーについて、源泉徴収事務手続き等を代行する税理士または社会保険労務士等に提供することがある。

2. 当法人は、第三者へのマイナンバー提供にあたっては、委託先との間で特定個人情報の取扱いに関する覚書を締結する。

(退任慰労金)

第9条 理事・監事・評議員の退任に際しては、次により記念品或いは功労金を贈る。

①理事・監事・評議員の退任に際しては、在職1年につき10,000円の額を基準として、在職年数を乗じた金額相当の記念品或いは功労金を贈る。

なお、在職中に理事長の職にあった場合、理事長在職1年につき1年を加算する。ただし、端数がある場合は繰上げとする。

附則 (平成14年3月14日規程第9号)

この規程は、平成14年4月1日より適用する。

附則 (平成14年12月19日規程第1号)

この規程は、平成14年4月1日より適用する。

ただし、第2条第2項については、平成15年1月1日より適用する。

附則

この規程は、平成17年10月6日より適用する。

附則

この規程は、平成29年6月14日より適用する。

別表1（第3条、第4条関係）

区分	費用弁償	報酬
理事会出席報酬等	6,000円	20,000円
評議員会出席報酬等	6,000円	20,000円
監事会等	6,000円	20,000円
評議員選任・ 解任委員会等	6,000円	20,000円

但し、理事長職にあるものは報酬を30,000円とする。

※同日開催にて説明等で出席した場合には1回分とする。